指定一般相談支援事業所の指定申請について

資料3

1 指定の申請先

障害者自立支援法第51条の14第1項に基づき都道府県知事が行います。

第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、<u>都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者</u>(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。



法改正により、指定日が平成24年5月1日以降の横浜市・川崎 || 市・相模原市・横須賀市内の事業所に係る指定事務の権限が、各 || 市に移譲されます。

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所は、5月 1日付け指定から申請先が変わりますのでご注意ください。 ※詳細は「障害福祉情報サービスかながわ」でお知らせします。

2 一般相談支援事業所の指定基準について

※資料1 9ページ参照

3 一般相談支援事業所の指定申請受付期間及び受付方法

平成24年4月1日の指定の場合

- ●申請受付期間は、**平成24年2月20日(月)~平成24年3月15日(木)**まで。
- ●指定申請受付は、**日本大通7ビル500会議室**(住所:横浜市中区日本大通7)で行います。
- ●申請書は、必ず事業所の管理者が直接持参してください。

平成24年5月1日以降の指定の場合

- ●申請受付期限は<u>指定を受けたい月の前月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)</u> まで。(例えば10月1日指定希望であれば9月15日締切)
- ●指定申請受付は、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に開設する事業所は各市が用意する会場で行います。それ以外の市町村に開設する事業所は、神奈川県庁分庁舎1階で行います。
- ●必ず事前に予約のうえ、お越しください。
- ●申請書類に補正が必要な場合がありますので、補正に要する時間を考慮し、早めの来庁を お勧めします。

4 指定申請時に必要な書類について

- ●指定申請書、口座振込(変更)依頼書、付表
- ●添付書類
 - ※資料4、5参照
 - ※平成24年5月1日以降の指定の場合であって、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に開設する場合は、指定申請先の市にご確認ください。

5 指定後に事業の変更等が発生した場合

- ●事業の変更・再開する場合は、速やかに届出を行う必要があります。
- ●事業の廃止・休止する場合は、1か月前に届出を行う必要があります。 ※資料7参照

6 事故報告

●指定事業所は、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、事業 所が所在している市町村、当該利用者の支給決定を行っている市町村、利用者家族等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと定められています。

※資料8参照

7 注意事項

●今後、厚生労働省から示される省令等により、追加で書類の提出を求める可能性があります。

平成24年3月1日までに指定相談支援事業所の 指定を受けている事業者について

平成24年3月1日までに指定相談支援事業所の指定を受けている事業者は、 平成24年4月1日から指定一般相談支援事業所としてみなされます。

1 必要な手続き

●指定一般相談支援事業所の新規指定申請の手続きは必要ありませんが、「かながわ自立支援給付費等支払システム みなし一般相談支援事業所登録シート(仮称)」の提出が必要です。

※資料1 19ページ参照

2 みなし一般相談支援事業所登録シートの提出期限及び提出方法

●提出期間は、**平成24年3月15日(木)**まで。

●提出は、郵送で受け付けます。

郵送先: 〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県保健福祉局 福祉・次世代育成部 障害サービス課 事業支援グループ あて

※宛名の左側に「みなし一般相談支援事業所登録シート在中」と記載願います。

3 注意事項

- ●みなしの有効期限は指定相談支援事業所の有効期間の残存期間内です。
 - 《例》平成18年10月1日指定の場合、指定の有効期間は平成24年9月30日まで。 平成24年4月1日から平成24年9月30日までは一般相談支援事業所としてみなされます。平成24年10月1日以降一般相談支援事業所として事業を行う場合、平成24年10月1日新規事業所指定申請の手続きを平成24年9月15日までに行う必要があります。
- ●平成24年4月1日から管理者等の変更が生じる場合は別途変更届の届出が必要です。
- ●今後、厚生労働省から示される省令等により、追加で書類の提出を求める可能性があります。